

第Ⅰ回茨木市防災会議次第

開催日時:令和 8 年 8 月 6 日(木)14:00～

開催場所:茨木市役所南館 10 階大会議室

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

3.議案審議

(1) 前回会議以降に実施した地域防災計画の修正にかかる専決処分等について

(2) 茨木市地域防災計画の修正について

4.意見交換

5.閉 会

<配付資料>

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 茨木市防災会議次第 | |
| ② 茨木市防災会議委員名簿 | |
| ③ 茨木市防災会議配席表 | 資料1 |
| ④ 茨木市防災会議条例 | 資料2 |
| ⑤ 茨木市防災会議運営規程 | 資料3 |
| ⑥ 前回会議以降に修正した地域防災計画の内容 | 資料4 |
| ⑦ 令和8年度茨木市地域防災計画の改定方針(案) | 資料5 |
| ⑧ 令和8年度茨木市地域防災計画修正スケジュール(案) | 資料6 |
| ⑨ 各機関の防災関連事業の取り組みについて | 資料7 |
| ⑩ 茨木市地域防災計画修正に係る意見記入シート | 資料8 |

【参考資料】

- ・茨木市地域防災計画概要版(令和4年度修正)

茨木市防災会議委員名簿

令和8年7月10日

	選任区分（茨木市防災会議条例第3条第5項）	所 属	氏 名	任期満了日
1	第1号	市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	近畿農政局大阪府拠点地方参事官 有 江 渉	R9.9.21
2	第2号	大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	大阪府茨木土木事務所長	岸 川 大 洋 R9.9.21
3			大阪府茨木土木事務所参事兼地域支援・企画課長	山 本 莊 一 R9.9.21
4			大阪府北部農と緑の総合事務所長	杉 田 和 繁 R9.9.21
5			大阪府茨木保健所次長	山 田 眞 弘 R9.9.21
6	第3号	大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者	大阪府茨木警察署長 上 田 潤 一	R9.9.21
7	第7号	市の区域において業務を行なう指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者	日本郵便株式会社茨木郵便局長	安 國 了 夫 R9.9.21
8			西日本旅客鉄道株式会社茨木駅長	井 野 貴 司 R9.9.21
9			NTT西日本株式会社関西支店設備部長	佐 尾 英 博 R9.9.21
10			西日本高速道路株式会社関西支社大阪高速道路事務所長	竹 本 浩 士 R9.9.21
11			大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部保全チームマネジャー	花 井 孝 典 R9.9.21
12			関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所所長	石 井 和 成 R9.9.21
13			日本赤十字社大阪府支部救護課長	木 村 弘 之 R9.9.21
14			阪急電鉄株式会社高槻市駅管区統括駅長	安 東 和 典 R9.9.21
15			阪急バス株式会社茨木営業所長	金 城 良 和 R9.9.21
16			淀川右岸水防事務組合事務局長	八 木 逸 朗 R9.9.21
17			神安土地改良区理事長	小 西 要 R9.9.21
18	第8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が任命する者	茨木市自主防災組織連絡会代表幹事	九 鬼 一 美 R9.9.21
19			茨木市聴力障害者協会副会長	笹 野 美 津 代 R9.9.21
20			茨木市市民活動センター長	入 交 享 子 R9.9.21
21			社会福祉法人茨木市社会福祉協議会会長	上 田 嘉 夫 R9.9.21
22	第9号	その他市長が特に必要と認め任命する者	一般社団法人茨木市医師会会長	篠 永 安 秀 R9.9.21
23			陸上自衛隊第36普通科連隊第4中隊長	東 宏 和 R9.9.21
24	第4号	市長がその部門の職員のうちから指命する者	茨木市副市長	秋 元 隆 二 現職にある間
25			茨木市副市長	足 立 光 晴 現職にある間
26			茨木市水道事業管理者	吉 備 眞 人 現職にある間
27			茨木市危機管理監	寺 西 成 希 現職にある間
28	第5号	教育長	茨木市教育長	森 岡 恵 美 子 現職にある間
29	第6号	消防長及び消防団長	茨木市消防長	中 村 仁 現職にある間
30			茨木市消防団長	藤 岡 隆 光 現職にある間

茨木市防災会議配席表 (敬称省略)

資料 1

と き：令和8年8月6日(木) 午後2時～

ところ：茨木市役所南館10階大会議室

茨木市消防団長 藤岡 隆光 社会福祉法人茨木市 社会福祉協議会会長 上田 嘉夫 会長(茨木市長) 福岡 洋一 (一社)茨木市医師会会長 篠永 安秀 陸上自衛隊第36普通科連隊 第4中隊長 東 宏和		(オンライン出席) 近畿農政局大阪府拠点 地方参事官 有江 渉 大阪府茨木土木事務所 所長 岸川 大洋 (代理 地域支援・企画課 課長補佐 東野 浩史)
手話通訳 ○ 大阪府北部農と緑の総合 事務所長 杉田 和繁 大阪府茨木警察署長 上田 潤一 (代理 警備課長 安岡 護) 日本郵便(株)茨木郵便局長 安國 了夫 西日本旅客鉄道(株) 茨木駅長 井野 貴司 NTT西日本(株)関西支店 設備部長 佐尾 英博(代理 災害対策室次長 美馬 隆司) 西日本高速道路(株)関西支社 大阪高速道路事務所長 竹本 浩士 大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部保全チーム マネジャー 花井 孝典 関西電力送配電(株)大阪北本部 高槻配電営業所長 石井 和成		阪急電鉄(株)高槻市駅管区 統括駅長 安東 和典 阪急バス(株)茨木営業所長 金城 良和 淀川右岸水防事務組合 事務局長 八木 逸朗 神安土地改良区 理事長 小西 要(代理 総務課長代理 更谷 征男) 茨木市聴力障害者協会 副会長 笹野 美津代 茨木市自主防災組織連絡 会代表幹事 九鬼 一美 茨木市市民活動センター長 入交 享子
寺西 成希 茨木市危機管理監 森岡 恵美子 茨木市教育長 吉備 眞人 茨木市水道事業管理者 秋元 隆二 茨木市副市長 足立 光晴 茨木市副市長 中村 仁 茨木市消防長		
議事記録 事務局 茨木市危機管理課長 佐々木 健三郎		
		傍聴席
受付案内		

○茨木市防災会議条例

昭和38年 8 月 3 日

茨木市条例第26号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、茨木市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 茨木市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて茨木市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充て、その定数は35人以内とする。

- (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関（法第 2 条第 4 号の指定地方行政機関をいう。）の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の区域において業務を行なう指定公共機関（法第 2 条第 5 号の指定公共機関をいう。）又は指定地方公共機関（法第 2 条第 6 号の指定地方公共機関をいう。）の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が特に必要と認め任命する者

6 委員（前項第 4 号から第 6 号までに掲げる委員を除く。）の任期は、2 年とする。ただし、補

欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。

(議事)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(昭和49年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨木市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に任命された委員の任期については、同条第6項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

茨木市防災会議運営規程

(目的)

第1 この規程は、茨木市防災会議条例（昭和38年茨木市条例第26号）第5条の規定に基づき、茨木市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(代理出席)

第3 茨木市防災会議条例第3条第5項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる委員（第8号にあっては、自主防災組織を構成する者に限る。）が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員の属する機関の職員が代理者として会議に出席し、審議に加わることができる。

(会長の職務代理)

第4 会長に事故があるときは、委員である防災事務担当の茨木市副市長がその職務を代理する。

(会議の特例)

第5 会長は、会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を各委員に回付することにより、会議に代えることができる。

2 前項に規定する議事の決定については、第2第3項の規定を準用する。

(専決等)

第6 会長は、会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、会議の処理すべき事項について専決処分することができる。

2 前項の規定によるもののほか、会長は、軽微な事項について専決処分することができる。

3 一部の機関のみに関係ある事項については、会長は、当該機関に属する委員と協議して処分することができる。

4 会長は、第1項の規定により専決処分したときは、次の会議において報告し承認を

求めなければならない。

5 会長は、第2項及び第3項の規定により専決処分したときは、書面にて委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7 会議の庶務は、茨木市総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第8 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行する。

前回会議以降に修正した地域防災計画の内容

	修正項目	修正内容
R 6 年 6 月	資料第 2 号 土砂災害防止法の指定区域一覧表	忍頂寺周辺の指定区域追加及び佐保川周辺の指定区域削除
	資料第 4 号 避難情報発令基準	安威川ダムの供用開始に伴い、太田橋、千歳橋の河川水位を修正
	資料第 8 号 災害時援助協定等締結一覧	時点更新（13協定追加、4 協定削除）
	資料第10号 市内の二次救急告示病院一覧表	藍野病院追加
	資料第11号 緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表	府が選定する広域緊急交通路に茨木亀岡線と茨木摂津線（（都）大岩線）を追加、 災害用物資輸送拠点をおにクルに変更 一時避難地の中央公園の面積や受入可能人数の修正 災害協定に基づく福祉避難施設の時点更新（5施設追加、1施設削除）
	資料第12号 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における災害時要配慮者利用施設一覧表	時点更新（32施設追加、15施設削除）
	資料第14号 重要物資の備蓄	令和 6 年 6 月改訂の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき品目、数量を修正
	資料第15号 応援要請先一覧表	各応援先の名称・連絡先の更新
	資料第19号 茨木市防災会議委員一覧表	日本赤十字社と陸上自衛隊の新規追加、その他役職等の修正
	資料第20号 茨木市防災行政無線局一覧	屋外拡声子局の増局及び移動系無線設備の修正
	資料第21号 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	基準改訂に基づき修正
R 6 年 11 月	資料第11号 緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表	広域避難地にダムパークいばきたを追加、 ダムパークいばきたに通じる避難路を追加（茨木亀岡線）
	資料第13号 応急仮設住宅建設候補地一覧表	ダムパークいばきたを追加
	第 2 部災害予防対策第 2 章第 1 節 8 防災拠点等の整備	ダムパークいばきたの追加に伴い応急仮設住宅建設候補地数を修正（29か所→30か所）
R 7 年 8 月	資料第 2 号 土砂災害防止法の指定区域一覧表	忍頂寺の指定区域を追加、北春日丘の指定区域を一部削除
	資料第 4 号 避難情報発令基準	メッシュ位置図及びメッシュ番号の更新
	資料第 8 号 災害時援助協定等締結一覧	時点更新（11協定追加）
	資料第11号 緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表	災害協定に基づく福祉避難施設の時点更新（4施設追加、2施設削除）
	資料第12号 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における災害時要配慮者利用施設一覧表	時点更新（19施設追加、24施設削除）
R 7 年 12 月	資料第11号 緊急交通路・避難地・避難路・避難所等一覧表	ダムパークいばきたに通じる避難路を追加（茨木摂津線）

赤字：防災会議会長の専決処分事項

令和8年度茨木市地域防災計画の改訂方針（案）

目次構成

茨木市地域防災計画 令和8年度改訂の概要	
計画改訂に係る関連動向の時系列フロー	…P1
課題整理の手順	…P2
課題整理のまとめ	…P3
令和8年度修正の概要	…P4

計画改訂に係る関連動向の時系列フロー

凡例	
(1)	防災基本計画との整合を図る主な修正
(2)	大阪府地域防災計画との整合を図る主な修正
(3)	最新の被害想定との整合を図る主な修正
(4)	茨木市独自の関連計画等との整合を図る主な修正
(5)	近年の災害対応の教訓等を踏まえた修正

平成30年6月	(5)	大阪府北部を震源とする地震【地震】
令和4年6月	(1)	【国】防災基本計画 一部修正
12月	(2)	【府】大阪府地域防災計画 修正
令和5年2月		【市】茨木市地域防災計画 修正
5月	(1)	【国】防災基本計画 一部修正
12月	(3)	【府】水防法に基づく洪水浸水想定区域の更新
令和6年1月	(5)	令和6年能登半島地震【地震】
3月	(4)	【市】茨木市災害対策本部対策部別活動マニュアル修正
	(4)	【市】茨木市業務継続計画修正（第4版）
	(4)	【市】茨木市受援計画修正（第2版）
6月	(1)	【国】防災基本計画 一部修正
9月	(5)	低気圧と前線による大雨に伴う災害【水害（奥能登豪雨）】
令和7年1月	(5)	埼玉県八潮市流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故【道路陥没】
2月	(5)	岩手県大船渡市林野火災【林野火災】
3月	(2)	【府】大阪府地域防災計画 修正
5月	(2)	【市】水防法に基づく雨水出水浸水想定区域の指定
7月	(1)	【国】防災基本計画 一部修正
9月	(4)	三重県四日市市豪雨災害【水害（地下浸水被害）】
11月	(4)	大分県大分市佐賀関の大規模火災【密集住宅市街地火災】
令和8年3月	(3)	【府】大阪府地震被害想定一部公表
7月	(1)	【国】防災基本計画 一部修正
令和8年度		【市】茨木市地域防災計画 修正予定

2

- (1) 防災基本計画との整合を図る主な修正
- (2) 大阪府地域防災計画との整合を図る主な修正
- (3) 最新の被害想定との整合を図る主な修正
- (4) 茨木市独自の関連計画等との整合を図る主な修正
- (5) 近年の災害対応の教訓等を踏まえた修正

茨木市

R7.6改正 災害救助法

市関連計画との関連付け

・茨木市国土強靱化地域計画(R8.4.1更新)

凡例	
(1)	防災基本計画との整合を図る主な修正
(2)	大阪府地域防災計画との整合を図る主な修正
(3)	最新の被害想定との整合を図る主な修正
(4)	茨木市独自の関連計画等との整合を図る主な修正
(5)	近年の災害対応の教訓等を踏まえた修正

予防

防災体制・計画の実効性向上 ((1)(2)(4))

- ・複合災害を想定した防災体制の充実及び関係機関の役割分担の明確化
- ・地域防災計画と各種マニュアル・BCP・受援計画との整合性の強化
- ・大規模災害時の業務継続体制及び受援体制の実効性向上
- ・復興事前準備の充実及び推進体制の強化

インフラ・ライフラインの安全確保 ((1)(2)(5))

- ・インフラの老朽化に伴う事故発生リスクに備えるため、予防保全の取組や危機管理体制の充実化
- ・道路管理者と地下埋設物管理者との情報共有体制の強化
- ・インフラ施設の点検・調査結果の共有及び関係機関の連携強化

水害・火災等の災害対策の強化 ((1)(3)(5))

- ・内水氾濫や地下空間浸水に対する防災・減災対策の充実化
- ・林野火災や密集市街地火災への対応力強化及び火災予防対策の推進
- ・災害リスクに応じた防災啓発及び防火対策の強化
- ・夜間豪雨等を想定した住民の適切な避難行動の確保に向けた取組の充実化
- ・火災リスクの増大を踏まえた予防啓発、防火対策及び避難対策の強化

防災意識の向上と人材育成の推進 ((1)(2)(5))

- ・地域防災活動を担う人材の確保・育成の強化
- ・自主防災組織等の活動の活性化
- ・避難生活支援及び被災者支援を担う人材の確保・育成の推進
- ・官民連携による防災人材育成体制の充実化

災害対応力向上に向けた資機材・設備の充実 ((1)(2)(4)(5))

- ・災害対応資機材の確保と計画的な更新
- ・災害時における情報伝達機能を確保するため、通信設備の強靱化
- ・避難所環境の向上に向けた設備の充実化
- ・消防・救助活動に必要な装備及び車両等の確保・強化

応急

受援・応援体制の強化 ((1)(2)(4)(5))

- ・大規模災害時における受援体制及び応援職員の受入体制の強化
- ・応援職員の活動環境及び執務環境の確保・充実化
- ・関係機関との連携体制及び情報共有体制の強化
- ・消防、警察及び自治体間の広域連携体制の強化

避難所運営の充実 ((1)(2)(4))

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の充実化
- ・感染症対策及び衛生管理体制の強化
- ・要配慮者やペット同行避難者に配慮した避難所運営体制の充実化
- ・避難者情報管理の効率化及びデジタル技術の活用の推進

医療・福祉・被災者支援の強化 ((1)(2)) (5)

- ・保健・医療・福祉分野における関係機関の連携強化
- ・被災者の健康状態等に関する情報共有体制の充実化
- ・災害関連死の防止に向けた支援体制の強化
- ・長期避難者に対する継続的な生活支援及び福祉支援の充実化
- ・要配慮者の避難体制の強化

救助・消防活動体制の強化 ((1)(2)(5))

- ・大規模・長期化する災害への消防対応力の強化
- ・林野火災等の特殊災害への対応能力の向上
- ・被災状況の把握及び情報収集体制の充実化

復旧

インフラ施設等の迅速な復旧 ((1)(2)(5))

- ・インフラ施設等の復旧体制及び事前準備の充実化
- ・被災後の二次災害防止に向けた対策の強化
- ・自然災害等からの迅速な復旧に向けた体制整備の推進
- ・事前復興の取組の推進及び復興準備体制の充実化

被災者の生活支援とライフライン確保の強化 ((1)(2)(4)(5))

- ・在宅避難者や車中泊避難者に対する支援体制の強化
- ・生活用水及び代替水源の確保体制の強化
- ・物資輸送拠点の確保及び運営体制の強化
- ・被災者支援に関する関係機関との連携体制の強化

情報共有・防災DX・関係機関連携の強化 ((1)(2)(4)(5))

- ・被災情報及び避難者情報の共有体制の充実・強化
- ・デジタル技術を活用した情報管理の推進
- ・災害時における通信確保体制の強化
- ・関係機関との情報連携及び情報伝達体制の強化

茨木市地域防災計画 令和8年度修正の概要

1 背景・目的

「茨木市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条（及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条）の規定に基づき茨木市防災会議が策定する計画です。茨木市防災会議では、茨木市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに、大規模災害からの復興に向けた取組の推進を図ることを目的に、国の「防災基本計画」及び大阪府の「地域防災計画」との整合を図るとともに、近年の災害教訓や最新の茨木市独自の関連計画等を反映し、地域防災力の向上と災害対応の実効性強化を目的として見直しを行います。

3 主な修正内容

（1）防災基本計画との整合を図る主な修正【令和5年～8年】

ア 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

- ①国による災害対応の強化
 - ・市町村から国に対する応急措置実施の要請、応急対策職員派遣制度の活用
- ②被災者支援の充実
 - ・在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
 - ・広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
 - ・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

イ 道路法等の改正を踏まえた修正

- ・道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

ウ 気象業務法・水防法の改正を踏まえた修正

- ・新たな防災気象情報への対応

エ 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ①避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
- ②多様な主体と連携した被災者支援
 - ・災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備
- ③要配慮者の円滑な避難のための、指定緊急避難場所の環境整備

オ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ①被災者支援の充実
 - ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- ②消防防災力の強化
 - ・消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- ③インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
 - ・災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保
- ④防災DXの加速
 - ・総合防災情報システム（SOBO-WEB）や物資調達輸送調整等支援システム（B-PLo）の活用
- ⑤自治体支援
 - ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- ⑥避難所運営
 - ・パーティション、簡易ベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・避難所における生活用水の確保
- ⑦物資調達・輸送
 - ・運送事業者等との連携による物資輸送拠点の効率的な運営体制の強化

2 修正のポイント

近年の防災をめぐる法令改正や社会情勢の変化等を踏まえ、以下のポイントに焦点を当てた修正を行います。

- （1）防災基本計画との整合を図る修正
- （2）大阪府地域防災計画との整合を図る修正
- （3）最新の被害想定との整合を図る修正
- （4）茨木市独自の関連計画等との整合を図る修正
- （5）近年の災害対応の教訓等を踏まえた修正

（2）大阪府地域防災計画との整合を図る主な修正【令和7年】

令和6年能登半島地震の振り返りを踏まえた修正

- ①受援・応援体制
 - ・安全に配慮した活動支援、男女双方の視点への配慮、執務スペース等の確保
- ②避難所運営
 - ・家庭動物への配慮強化
 - ・男女双方の視点を考慮し、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト等の作成
 - ・栄養バランスを考慮した食事（副食）の調達　・避難者情報の効率的な管理手法の構築
- ③健康・医療・福祉
 - ・災害関連死の防止に向け、被災者の健康状態等に関する情報共有体制の強化
- ④物質調達・輸送・管理
 - ・QOL（Quality of Life）向上のための物資の備蓄等
- ⑤防災DX・新技術の活用検討
 - ・庁舎等の重要拠点の通信環境の強靱化、避難者情報の集約・共有へのデジタル技術の活用

（3）最新の被害想定との整合を図る主な修正

- ・洪水浸水想定区域の更新、雨水出水浸水想定区域の指定への対応
- ・南海トラフ地震や直下型地震の被害想定へ対応した対策の強化

（4）茨木市独自の関連計画等との整合を図る主な修正

ア 茨木市業務継続計画（BCP）

- ・業務継続における実施体制及び資源の確保、防災訓練の結果を踏まえた計画の実効性確保

イ 茨木市受援計画

- ・受援業務の見直しに伴う修正

ウ その他防災に関する取組との整合

- ①茨木市避難所運営マニュアルの作成、②自主防災組織内の防災士育成支援、③茨木市国土強靱化地域計画における市民会館跡地エリアの防災機能充実、都市公園施設の長寿命化　等

（5）近年の災害対応の教訓等を踏まえた修正

ア 岩手県大船渡市林野火災を踏まえた見直し

- ・地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

イ 令和7年度までに発生した災害等を踏まえた修正

- ・市街地の道路地下構造物の浸水対策の推進、要配慮者対策チームの設置等組織体制の変更、福祉避難所等の見直し

令和8年度茨木市地域防災計画修正スケジュール(案)

資料 6

関係機関との調整・協議

第1回

茨木市防災会議
(令和8年8月6日)

- ・地域防災計画に関する課題、改訂方針の提示
- ・防災会議委員による事業報告等の意見交換

素案の提示
庁内意見照会
関係機関等への意見照会
(9月中旬～10月中下旬)

大阪府との事前協議
(10月中旬～11月中旬)

第2回

茨木市防災会議
(令和8年11月25日(予定))

修正案の提示

パブリックコメント期間
(12月中旬～1月中旬)

第3回

茨木市防災会議
(令和9年2月上旬(予定))

- ・関係機関等の意見照会
- ・パブリックコメントの結果を反映した修正内容の確認

説明

地域防災計画に関する課題整理
・改訂方針検討

意見反映

意見照会

地域防災計画の修正素案の作成
新旧対照表案の作成

意見反映

説明

意見反映

説明

意見反映

地域防災計画の修正案の作成
新旧対照表案の作成

公表

意見募集

説明

承認

地域防災計画の修正案の確定

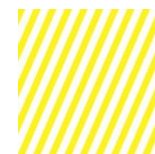
大阪府への報告

茨木市地域防災計画の改訂

令和8年7月 8月 9月 10月 11月 12月 令和9年1月 2月 3月

事務局における
課題・検討事項

各機関の防災関連事業の 取り組みについて



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

各機関の防災関連事業について



大阪府茨木土木事務所(4P)

ハード・ソフト両面での災害対応力の向上

大阪府北部農と緑の総合事務所(5P)

防災対策及び防災訓練等の取組状況

西日本旅客鉄道株式会社茨木駅(6P)

大雪時における鉄道運行への影響

NTT西日本株式会社関西支店(7P)

つなぐ×かえるPROJECT
災害時用公衆電話

西日本高速道路株式会社関西支社

大阪高速道路事務所(8P)

災害対応力強化に向けた事業
現場での取組

大阪ガスネットワーク株式会社

北東部事業部(9P)

大阪ガスネットワークの地震・津波対策

関西電力送配電株式会社大阪北本部

高槻配電営業所(10P)

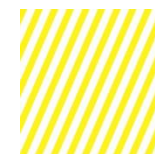
非常災害対応訓練の実施

日本赤十字社大阪府支部(11P)

平時・災害フェーズを通して人々を守る
日赤の「災害マネジメントサイクル」

淀川右岸水防事務組合(12P)

創立100周年記念演習実施報告



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

各機関の防災関連事業について



神安土地改良区(13P)

神安土地改良区における警戒配備体制について

茨木市自主防災組織連絡会(14P)

地域防災力強化の主な取り組み

茨木市市民活動センター(15P)

きゃぱすにおける防災に関する取り組み

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会(16P)

災害ボランティアセンターに関する取組の実施

茨木市医師会(17P)

茨木市医師会の災害時の取組み

陸上自衛隊第36普通科連隊(18P)

吹田市における救援物資輸送訓練

大阪府茨木保健所(19P)

茨木保健所の取り組みについて

茨木市(20P)

避難所開設体制の構築



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

ハード・ソフト両面での災害対応力の向上

大阪府では、地震や風水害による災害を未然に防ぐため、道路や河川施設の新設や適切な維持管理を行うとともに、災害が発生した際の対応を速やか且つ適確に行うため、風水害及び地震災害の対策訓練を行っています。

安威川ダム建設【水害予防対策(第2部第1章第4節)関連】

1967年北摂豪雨災害を契機に立案

本体工事着工:2014年、運用開始:2023年9月

総貯水量 1,800万m³ 堤高 76.5m 堤頂長 337.5m



《治水安全度の向上》

下流の河川改修と合わせて100年に1回程度の大雨(時間雨量80mm)に対応

道路防災事業【土砂災害等予防対策(第2部第1章第3節)関連】

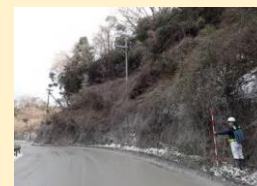
主に山間部の道路において、落石や法面崩壊の恐れがある箇所について、予防的に対策工を実施



対策後



落石防護柵工



対策後



地山補強土工
及び
落石防護網工

《緊急時の避難路・輸送路の確保》

対策箇所については、令和5～8年にかけて、茨木市内の4か所の雨量による事前通行規制区間の基準雨量を緩和
緩和路線:余野茨木線、豊中亀岡線、茨木摂津線、茨木亀岡線
(基準累積雨量150mm→210mm)

風水害・地震災害対策訓練の実施【災害予防対策(第2部)全般に関連】

- ・風水害訓練:府・市連携した情報伝達訓練(毎年5月頃実施)
- ・地域防災総合演習:国・府・市及び水防団・民間団体とも連携した水防演習(3年に一度淀川にて5月頃実施)
- ・地震災害対策訓練

直下型もしくは海溝型地震発生時の対応に関する情報伝達訓練
(年2回 1月、9月頃実施)



地域防災総合演習



地震災害対策訓練

「大阪府北部農と緑の総合事務所」における防災対策及び防災訓練等の取組状況について

2026. 08. 06
大阪府北部農と緑の総合事務所

ため池・水路の防災機能強化

- ため池の防災・減災対策
- 老朽化した水路・関連施設の改修



水路
(北川排水路)



ため池
大池(宿久庄)

森林の防災機能強化

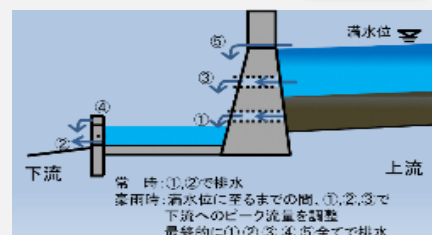
- 治山ダムの整備
 - ・土砂流出抑制型
 - ・流域治水対策型
- 山地保水力向上の森林整備



治山ダム
(泉原地区)



森林整備



家畜・農産物への衛生・安全対策

- 家畜伝染病等防疫対策 (鳥インフルエンザ・豚熱)
 - ・市町、関係機関を対象に防疫対策説明会・訓練
- 農薬の適正使用の指導



農家指導



防疫訓練



農薬適正使用説明会

適正な森林等の指導

- 森林法、盛土規制法、自然公園法等
による開発許可・指導
- 現地パトロールによる不適切行為の
早期発見・早期対応



野生鳥獣等の保護・管理

- 大型野生獣の出没の対応連携
- 市町等が行う鳥獣害対策への支援



密猟パトロール



ツキノワグマ対策会議

大雪時における鉄道運行への影響

■ 雪で列車が止まる理由 ■

- ・倒木による線路閉塞
⇒積雪の重みで線路沿いの樹木が倒れ、物理的に線路を塞ぎ列車の走行を妨げます。
- ・ポイントの不具合
⇒雪等がポイントに入り込み、進路切り替えができない不転換が発生します。
- ・安全優先の運行停止
⇒安全確保のため不具合時は列車運行を見合わせ、**事故防止と人命最優先を図ります。**

■ 降雪前に行う運行上の取り組み ■

- ・気象情報の活用
⇒気象予測に基づき、降雪量と気温低下等を**事前に把握し安全運行を計画**します。
- ・運行調整の実施
⇒大雪予測時は列車本数の削減や区間・時間帯の運転取りやめを計画的に行います。
- ・融雪装置の稼働
⇒ポイント凍結防止のために**融雪ヒーターを早期に稼働**させ、安定した切り替え動作を確保します。



■ 運行停止から再開までの流れ ■

- ・運行停止の判断
⇒悪天候により安全が確保できない場合、速やかに運行停止を決定し**情報提供を行います。**
- ・除雪作業の実施
⇒線路やホームの積雪を丁寧に除去し、走行空間と作業員の安全を確保します。
- ・設備点検と復旧
⇒線路や信号設備を点検し、倒木撤去などの復旧作業を行い安全を確認します。

■ 事前対策と積雪時の減災対策 ■

- ・降雪前の積雪監視
⇒**積雪監視システム**で線路沿線の雪の状況を**遠隔監視**し迅速な対応を可能にします。
- ・電気融雪器の活用
⇒**遠隔操作可能な電気融雪器**でヒーターを温め雪や氷を溶かすことで設備の信頼性を高めます。
- ・排雪列車の運行
⇒排雪列車が線路上の雪を物理的に除去し走行可能な状態を保ちます。
- ・飛散防止ネット設置
⇒**飛散防止ネット**で走行中の列車から落ちる雪によるバラスト飛散を防止します。

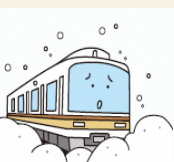


排雪列車

積雪監視システム

電気融雪器（遠隔式）

バラスト飛散防止ネット



・運行再開の判断

⇒**全ての点検が完了し異常なし**と確認された段階で、運行を安全に再開します。

その他の事象も含め、詳しくは弊社HP記載の[JR西日本 West Japan Railway Company : 安全・安定輸送に関する取り組み](#)をご確認ください。

つなぐ×かえるPROJECT



速やかな被災地支援に向けた通信事業者間の協力体制を強化

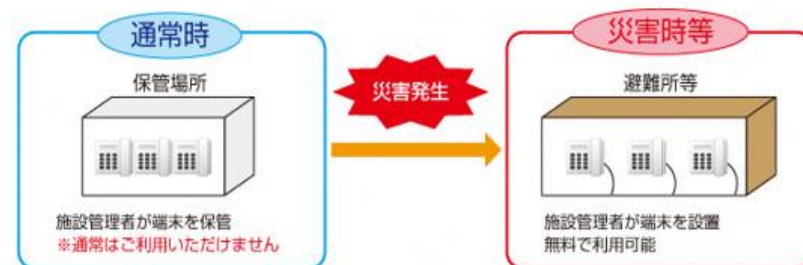
大規模災害が発生した際には、通信事業者が連携して支援を実施することで、被災地の皆さまに通信サービスなどを速やかに届けることを目的としています。

具体的には、避難所における通信・充電サービスの提供状況を共有するとともに、避難所支援を分担するなど、重複や地域的な偏りのない迅速な支援を実現します。

さらに、モバイルバッテリーなどの電源関連機材に関する連携体制を強化し、災害時における通信環境および電源確保をより円滑に行うことで、被災地支援の充実を図ります。

災害時用公衆電話

(旧特設公衆電話)



避難所に事前に設置したアナログ電話回線

災害時用公衆電話(旧特設公衆電話)は、災害発生時等において通信手段の確保のために、被災者等が「無料」で利用することができます。災害時用公衆電話は、市町村等の要請に基づき、避難所等に事前に回線を構築します。避難所等が開設された際には、施設管理者により、電話機が設置され利用可能となります。※平時はご利用いただけません。※発信専用となります。

NEXCO西日本 災害対応力強化の取組

災害対応力強化に向けた事業

■ 新規建設の推進（新名神高速道路）

新名神高速道路の新規建設を推進しています。新名神高速道路が整備されることで、所要時間短縮・混雑緩和だけでなく、事故・災害時の代替路の確保といった効果が期待されます。



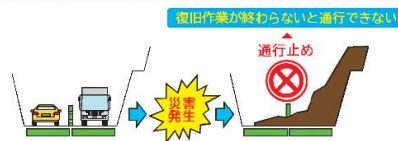
■ 4車線化事業の推進

暫定2車線区間の4車線化事業を推進しています。4車線化により、災害時において対面通行にて交通を確保できるため、通行止め期間が短縮され、高速道路の機能強化に繋がります。

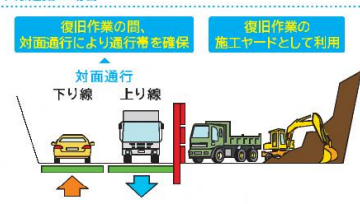
【事業中区間】

阪和自動車道 印南～南紀田辺 間
舞鶴若狭自動車道 大飯高浜～小浜 間
(新名神高速道路 甲賀土山～大津JCT 間は6車線化)

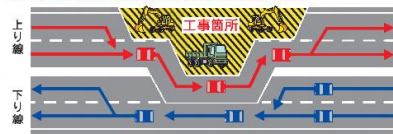
暫定2車線道路の場合



4車線道路の場合



4車線区間での対面通行による交通確保イメージ図



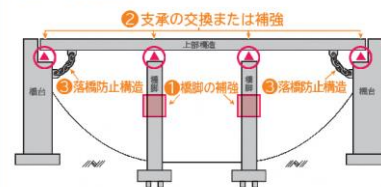
■ 耐震補強事業の推進

大規模地震が発生した際に、速やかな機能回復が可能となるよう、落橋・倒壊の防止対策、路面に段差を生じさせないための耐震補強対策を進めています。

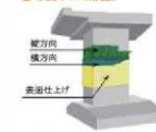
大規模地震発生確率2.6%以上のエリアに位置する橋梁の耐震補強（橋の機能を速やかに回復させるための対策）は令和12年度までに完了予定です。

速やかな機能回復が可能な性能を目指す対策

橋梁の耐震補強イメージ



① 橋脚の補強



連続繊維シート巻立て工法

② 支承の交換（または補強）



交換前（鋼製支承） 交換後（免振ゴム支承）

現場での取組

■ 防災訓練の実施

有事の際の対応力強化のため、定期的な訓練を実施しています。現場対応の訓練の他、職員の連絡網が機能するか確認するための連絡訓練や、災害発生を想定した机上訓練も実施しており、非常時に迅速な対応をとれるよう備えています。



← 段差修正実働訓練の様子

大阪ガスネットワークの地震・津波対策

予防対策

地震による被害を最小限に抑制するための設備を計画的に導入しています

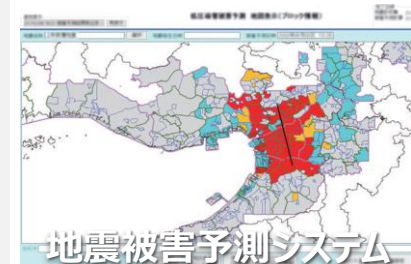
- 耐震性に優れたPE管の積極採用
- 地震の揺れでガスを自動遮断するマイコンメーターの普及促進



緊急対策

発災後、速やかにガス導管の被害予測を行い二次災害防止のためにガス供給を停止します

- 地震計のデータから被害の大きいエリアを予測
- 地震対策ブロック形成による迅速な供給停止



復旧対策

災害復旧を円滑に実施するためのシステム整備や資機材の備蓄、訓練を実施しています

- 復旧見える化システムの開発・導入
- 復旧資機材および臨時供給設備などの備蓄
- 総合防災訓練の実施



津波対策

南海トラフ地震による津波被害を想定しハードとソフトの両面から対策を講じています

- 浸水想定エリアの重要設備の水密化
- 津波到達前にガスの供給を停止するための設備を設置



非常災害対応訓練の実施 (これまでに実施した取組内容紹介)

送配電会社の課題：

「激甚化・頻発化する災害に対し、限られた人材・設備・コストの中で、電力の安定供給と迅速な復旧を実現するレジリエンスをいかに高めるか」

1

台風被害による配電設備の復旧訓練

2026.5.20実施
(1回/年)

目的

- ・非常災害時の復旧作業技能の向上
- ・基本動作の徹底による安全基本ルールの定着
- ・特殊車両技能の向上
- ・間接活線工法作業技能の向上

主な被害内容

- ・電柱折損 ・高圧線断線・引込線断線 ・変圧器破損

台風被害による復旧作業



2

島本町総合防災訓練

2026.6.5実施

シナリオ

大阪府北部を震源とするマグニチュード7.2の地震により、震度6強を記録。消防本部、自衛隊が協力して救助活動、警察は現場周辺の警戒活動に当たるほか、各自災害対応を行う。

主な復旧内容

当社は高圧線が断線し、停電している救急病院に高圧発電機車で応急送電を行う訓練を実施。

高圧発電機車による応急送電



3

中地域3社共同訓練

2026.6.4～5 実施

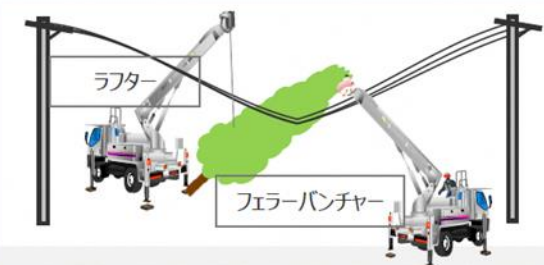
目的

中部・北陸・関西の3社で、非常災害時における相互応援を適切かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者共同の連携訓練を実施。

訓練内容

- ・被害情報収集、社外発信、応援受入手配
- ・現場での情報収集や社内連携
- ・被害調査、障害物除去、仮復旧・応急送電
- ・応援受入に伴う体制確認
- ・復旧作業依頼方法の確認系統復旧手順の確認

中部電力PGの重機を用いて伐採デモ



■平時・災害フェーズを通して人々を守る日赤の「災害マネジメントサイクル」

災害のマネジメント能力を(平時→応急対応期→復旧・復興期→平時...)としてサイクル(スパイラル)的に高めていく

平時



- ・救急法等の講習
救急法(ファーストエイド)・健康生活支援
防災セミナー(大人向け)
- ・青少年赤十字
防災教育(子供向け)
- ・献血協力呼びかけ(地域共助)
- ・地域奉仕団(ボランティア) など

課題

応急対応期



- ・医療救護
- ・こころのケア(被災者・行政職員等)
- ・避難所支援
- ・救援物資の配布
- ・血液製剤供給
- ・赤十字ボランティアによる支援
- ・義援金の募集
など

避難所環境整備等における連携、
福祉視点に基づく支援における連携

復旧・復興期



- ・健康教室
- ・子供向けイベント など
- ・献血協力呼びかけ(地域共助)

課題

・地域ふれあいイベント等への協力、連携
→孤立予防

平時からの**地域包括ケア**等によるたすけあい
⇒ 災害時の住民の**共助**につながる



地域住民のレジリエンス(強靱性)強化へ

創立100周年記念演習 実施報告

令和8年6月21日に組合創立100周年を迎える。これまで先人が培い、伝承した技術と精神を自ら確認し、高め、未来へ継承することを目的に、全水防区の団員を一堂に会し、合同演習を実施した。また、関係機関の協力を得、防災意識の向上、未来の水防団員の加入を目的とした啓発演習イベントを開催。

テーマ)受け継ぐ、守る、つなぐ、～百年の学びを次の世代へ

ねらい) 関係機関との連携強化・水防技術の伝承・防災意識の向上・水防団の認知度向上・新規水防団員の確保

※水防団のイメージを一新する新水防服での初演習

○演習日時)令和8年5月31日(日) 14:00～16:00

○演習会場) 摂津市一津屋 淀川右岸河川敷公園
一津屋野草地地区

○演習内容) 水防団による水防工法の実施、
関係機関による防災啓発等

○参加者) 水防団／中畑団長以下 全45分団370名
茨木市からは玉島第1、2分団 20名が参加

○会場にて来場者向けに水防団の認知度調査アンケートを実施
約200名分のアンケートを回収、今後の水防団の認知度向上に
向けた広報活動や取組の改善に活用してまいります。

※100周年記念式典(本年11月1日(日))、記念誌の発行を予定

参加関係機関(展示・体験)

① 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
水中歩行体験、災害対策車両の展示、
パネル展示(テックフォースの活動)



② 陸上自衛隊第36普通科連隊、地方協力本部
炊き出し(アルファ米 カレーライス400食)
ミニ自衛隊服試着(撮影会) 他



③ 大阪府警、大阪市消防局、摂津市消防本部
起震車による地震体験、煙体(VR)
災害対策車両の展示



④ 淀川河川レンジャー
親水パネル展示

⑤ ボーイスカウト、ガールスカウト
土のう積み体験してもらう

⑥ 大阪府訪問看護ステーション協会(水防協力団体)
救護所開設

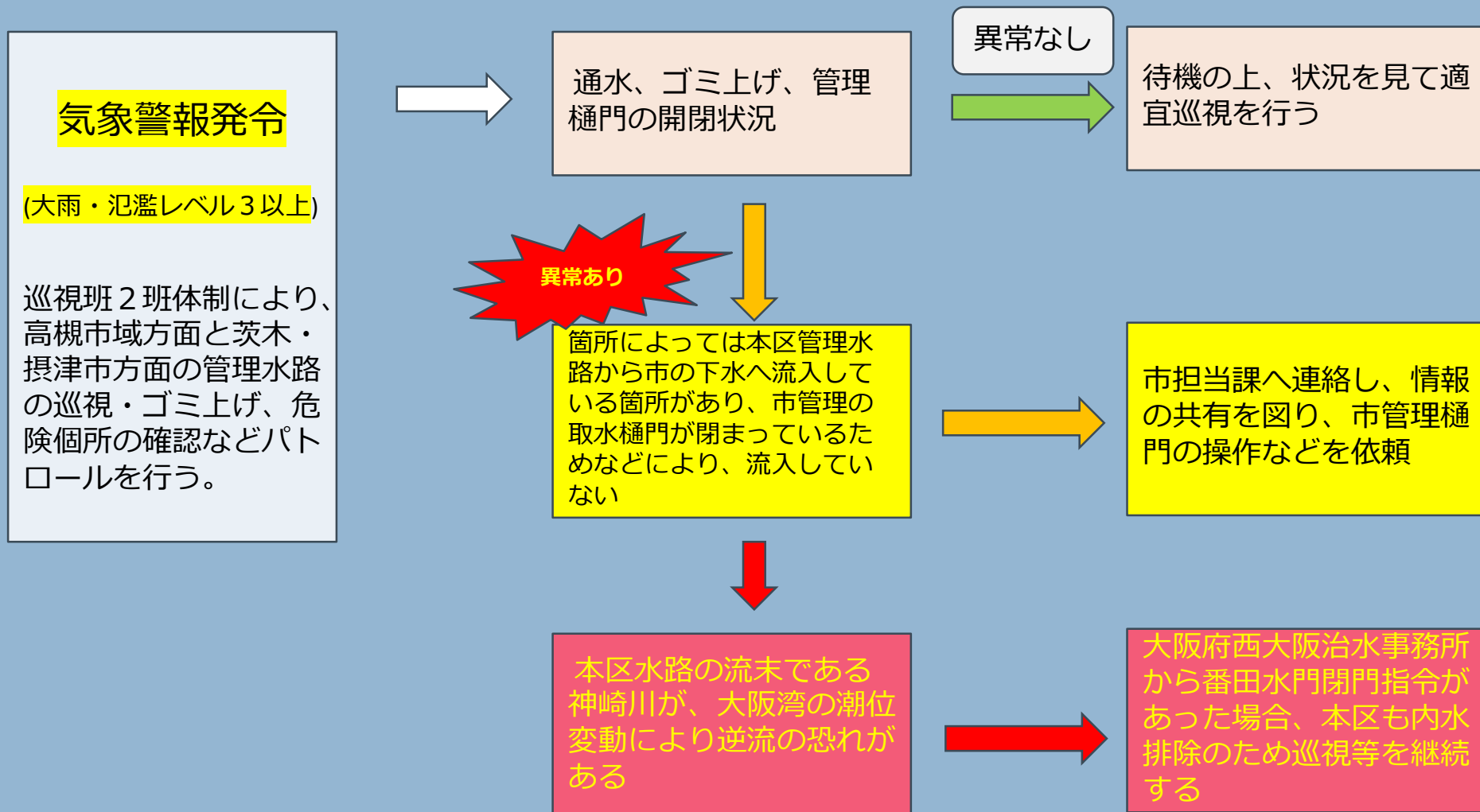


⑦ 西淀川工業協会(水防協力団体)

ドローンを用いて演習の空撮記録

※大阪府、大阪市より提供のあった、非常用品 (非常食、飲料水、簡易トイレ)を来場者に配布。

神安土地改良区における警戒配備体制について



地域防災力強化の主な取り組み

Ⅰ 各種部会の活動

- ① 避難所運営部会 避難所運営に関する研修や訓練を通じて、避難所運営の担い手としての活動力の向上を図るとともに茨木市避難所運営マニュアルの改善に向けた活動を行っています。
- ② 女性部会 女性の視点を活かした防災対策を検討するとともに、自主防災組織の運営や方針決定過程へ参画できるよう活動を行っています。
- ③ 防災士部会 研修や訓練を通じて、地域防災活動の中心的な担い手としての実践力を高めるとともに、防災士同士の交流や情報共有を図り、市全体の防災力向上に取り組んでいます。

2 避難所開設・運営訓練への参画

地震発生直後の避難所開設及び運営を円滑に進めるため、市が実施する避難所開設・運営訓練に参加し、各班の役割や活動内容、全体の流れについて理解を深めています。

平時から訓練を重ねることで、混乱を最小限に抑え、地域と市、施設管理者が連携した円滑な避難所運営と災害時に支え合える地域防災力の向上に取り組んでいます。



3 地域住民への啓発

災害発生時に地域住民が自らの命を守り、助け合って行動できるよう、防災訓練や研修を通じて災害への備えや避難行動の重要性について啓発を行っています。

訓練では地域住民が防災活動を身近に感じ、平時から地域で支え合う意識を高めることを目的に取り組んでいます。

【R7年度訓練実施状況 24校区 6,881人参加】



行政と市民を
つなぐ

- ・年間200万人越えの多彩な利用者への災害対応
- ・様々なケースが発生し事後対応に偏ってしまう
- ・館内の就業スタッフが職員と一般市民が混在している

- ・災害発生時の施設利用者の避難を円滑に誘導準備
- ・毎月開催の安心安全ユニットに参加し防災対策を協議
- ・年1回は全てのスタッフが揃い防災訓練を実施協力

全館を
つなぐ

★中間支援団体としての役割を果たす★

災害ボランティアセンター設置訓練参加
(ボラセンとの連携)

防災講座等への場の提供
市民活動団体とつなぐ

○ きゃぱすの防災対応

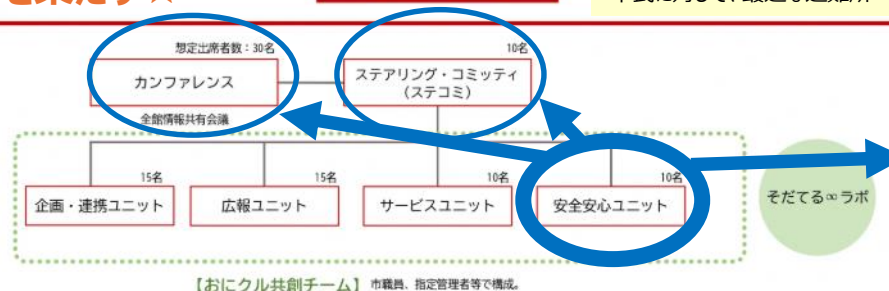
【来館者を安全に避難誘導するため】

1 避難並びに避難誘導フローの作成
2 避難誘導レイアウト図の作成
3 防災グッズの充実

- ・非常食・水7日分×スタッフ数確保し、市民を支えるスタッフを守る＆市民を守る
- ・大阪ボランティア協会を通じていただいた簡易トイレ400個あり全館共有

おにクル会議

最大の課題は、非常時におにクル目指して避難してくる市民に対して、最適な避難所への誘導をどうするのか？！



月1回、職員と館内各部門の代表メンバーが集い
防災対応と日々起こる安心安全を遮る事案対
応を相談し議論し行動計画に転換している。

○ おにクル安心安全ユニット

- ・おにクル消防計画概要（火災・地震）
- ・避難経路・消火器配置図
- ・火災対応マニュアル
- ・地震対応マニュアル
- ・避難訓練&AED講習を市民交えて実施

【防災グッズ・非常食の常備化】

デスク下に防災グッズ常備



消火用散水栓の上部に

- 電灯・充電関連
・ランタン、ラジオ
・手巻き、充電器
・ヘッドライト



災害ボランティアセンターに関する取組の実施



(社福) 茨木市社会福祉協議会

【現状と課題】

- ・大阪府北部地震で災害ボランティアセンターを開設及び運営を経験した職員が減少
- ・センターの運営には多様な主体の協力が必要
- ・市民の52%が災害ボランティアセンターを知らない（令和4年度茨木市保健福祉に関するアンケート調査）



【対応】

- ・センターの開設及び運営訓練の実施
- ・「災害時におけるボランティア支援に関する協定」の締結

茨木ライオンズクラブ、茨木オークライオンズクラブ、茨木ローズライオンズクラブ、茨木ハーモニーライオンズクラブ、茨木商工会議所、茨木青年会議所、茨木ロータリークラブ、茨木東ロータリークラブ、茨木西ロータリークラブ

- ・イベントを通じた周知、啓発

【令和8年度の取組】

①センターの開設及び運営訓練（予定）

令和8年9月 シミュレーション訓練
（職員のみ、社協事務所内）

令和9年2月 協定締結団体や
市民との訓練
（おにクル1階）



②防災意識の醸成とセンターの周知、啓発（予定）

令和8年6月 協定締結団体との意見交換会

7月 おうちでも“ちょこっと防災”

令和9年1月 防災ミッションラリー



このほか、親子防災教室（10月）や避難所開設訓練（11月）への参加協力

茨木市医師会の災害時の取組み

①マニュアル



●災害医療活動マニュアルを2015年に策定・発刊



1. 災害医療対策本部開設準備マニュアル
(医師会会長と事務員の災害時初動)
2. 災害医療マニュアル
(一般会員及び役員理事の
災害発生時の初動)
3. 応急救護所設営マニュアル
(応急救護所出向時の指針)

参考資料：各機関連絡先、協定書、
応急救護所周辺のマップを付録

②救護所体制



●救護所出向編成表を随時更新

本会会長を本部長とし、本部担当役員15名は震度6強以上の地震で本部「茨木市保健医療センター」へ集合

市内11か所の救護所へ会員医師を配属

各救護所配属の医師は震度6強以上で速やかに各救護所へ参集

市内後送病院11か所は患者受入れのため、出動はせず自院で待機

③情報収集・安否確認



●安否確認システムを運用

全会員医療機関へ登録依頼

現在登録217件

災害時の安否確認・情報収集を実施
震度6強以上で自動配信
非常時でも確実かつ円滑に情報伝達できるよう、年1度の訓練実施

【今後の課題】

- ◆ 安否確認システムが令和9年2月末でサービス終了予定
→ 医師会ホームページの会員ページを活用した安否確認を検討
- ◆ MCA無線サービスが2029年5月終了予定
→ 災害時通信手段の確保が必要

【目標】

平時からの備えと継続的な訓練により、災害時に迅速かつ継続的な地域医療提供体制を確保する

④通信体制



●茨木市内にMCA無線を13箇所設置
(大阪医科薬科大学含む)

災害時の通信手段を確保

年1~2回の通信訓練を実施



吹田市における救援物資輸送訓練

第36普通科連隊
第4中隊
4th Company

訓練内容	吹田市が計画する2次拠点（パナソニックスタジアム）から3次拠点（備蓄倉庫）への物資輸送訓練を実施
成果	○ 自治体との関係性を強化するとともに、物資輸送に関する連携要領を共有することができた。 ○ 2次拠点（パナソニックスタジアム）への進入経路、物資保管場所及び駐車位置等を現地で確認することができた。 ○ 物資輸送に必要な所要時間・必要な人員数等を確認することができた。 ○ 市職員に対して自衛隊の輸送能力を把握していただくとともに、自衛隊の活動について理解を促進することができた。 ○ 物資輸送に関する市のニーズを確認することができた。（備蓄倉庫から避難所への輸送等）



救援物資の確認（2次拠点）



救援物資の車両積載



救援物資の卸下（3次拠点）

教訓等	○ 各備蓄倉庫～避難所へ物資を輸送するニーズが発生する可能性があるため、備蓄倉庫から避難所への経路の確認等が必要 ○ 引き続き、市が計画する共同防災訓練に参加するとともに、防災関係機関（消防等）との共同訓練を実施し、災害への対処能力を向上させる必要がある。
-----	--

保健所は地域における健康危機管理の拠点として位置づけられている。健康危機発生時に速やかに管内(茨木市、摂津市、島本町)の医療ニーズや、地域の保健医療資源を把握し、受援を含め関係機関を有機的に機能させる役割が期待されている。自然災害が激甚化・頻発化する中で、保健所職員の災害対応力を強化するとともに、保健所の機能強化に向けた取組を行っている。

所内における健康危機管理体制の整備

*会議体の設置

様々な健康危機事象に対して、組織的かつ機動的に対応するため、所内横断的な「健康危機管理チーム」を平成16年に設置。健康危機時には保健所組織の中核として活動するが、平時では、年3回の会議を実施し、取組の進捗管理等を行っている。



*ワーキング活動

令和元年に健康危機管理健康管理チームの作業部会的位置づけとして「健康危機ワーキングチーム」を設置。毎月実施する会議において、マニュアル、AC、RSの作成・修正、所内訓練の企画・運営等を実施。

*全職員訓練等

災害発生時における保健所職員の迅速かつ的確な初動対応力の向上を目的に、年間通して様々な訓練を実施している。

5月	入館訓練、防護服着脱訓練
6月	災害時初動訓練、参集訓練、安否確認訓練
9月	安否確認訓練
10月	感染症患者移送訓練
1月	通信訓練

その他、年に複数回、管内19病院及び5有床診療所に対し、EMIS入力訓練を実施している。



健康危機管理関係機関連絡会議

平成17年に大阪府茨木保健所健康危機管理関係機関連絡会議を設置。

医師会・歯科医師会・薬剤師会・災害拠点病院・市町村災害医療センター・災害医療協力病院・管内市町等による37機関で構成される会議体。原則として年1回の会議を開催するとともに、共同で訓練・研修等を実施し、意見交換を行っている。

*令和8年度の取組(予定)

〈日時〉令和8年7月17日(金)14時～16時

〈内容〉1.「災害救護時の連携-日赤視点から-」

高槻赤十字病院 副院長 小林稔弘

2. CSCA構築演習

大阪府生活衛生室環境衛生課 課長補佐 辻野悦次



関係機関との連携強化

災害や感染症の健康危機管理対策など府や市町村の枠を超えた保健活動の推進が求められている。これらの課題に対し、府保健所と管轄市町が協働して、地域の健康課題の解決のための検討及び研修会を実施し、それらを通じて保健師の人材育成を図っている。

*令和7年度の取組実績(R8.1.7)

テーマ「災害における保健活動と受援体制整備、今できること」

1. 実践報告

「災害時における保健師活動について~各自治体での取組み」

2. 演習

D24Hを活用した、避難所情報分析・応援要請について

令和6年能登半島地震の発災当日は、職員参集率が輪島市39%、珠洲市20%であった。本市でも休日は職員が茨木市周辺に不在となる可能性があるため、令和8年10月から以下の運用を開始する予定

1 キーボックスの設置

○ 目的

災害発生時に、**市民の方が安全かつ迅速に避難できる体制を確保**

○ 内容(予定)

・指定避難所の**門扉(正門)**にプッシュボタン式の**キーボックス**を設置

・開設手順等を周知するための看板の設置

○ 期待する効果

市職員が到着するまでの間においても**避難者自らが鍵を取り出し、グラウンドに避難することが可能**

○ 運用方法

【想定時間帯】 夜間または休日で施設管理者の不在時

【想定災害】 震度5弱以上の地震災害



2 避難所開設手順書の作成

○ 目的

誰もが簡単に避難所を開設できる

○ 内容(予定)

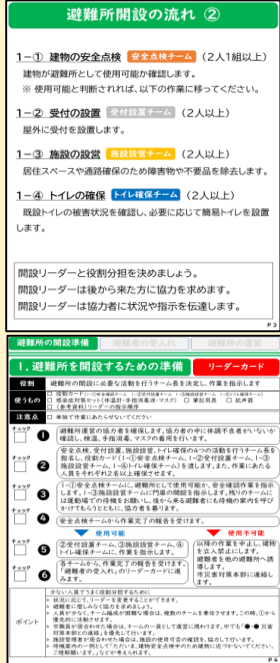
A4サイズ20枚程度で避難所開設手順書を作成し、**指定避難所の倉庫に保管**

【R8】 避難所の開設準備期

【R9】 避難者受け入れ期

○ 期待する効果

避難所の**迅速な開設につなげる**



QR表示用プレート① デザインイメージ

災害時避難用

夜間・休日等の災害発生時にはこのキーボックスから門の鍵を取り出して避難してください

キーボックスの番号はこちら➡

QRコード

※音声通話でも確認できます

電話：XXX-XXXX-XXXX

自動音声に問い、避難番号を入力してください

管理番号：XXXXX

茨木市役所防災課防災課

【市内小中学校の配置(事前管理室)】令和6年(2024年)12月11日 時点 全確認

【市内に設置するキーボックス】 市内小中学校

【市内に設置するキーボックス】 市内小中学校

【市内に設置するキーボックス】 市内小中学校

3 避難所レイアウト図の作成

○ 目的

災害時の**円滑な避難所の開設や運営につなげる**

○ 内容(予定)

避難所レイアウト未作成施設のレイアウト作成

○ 期待する効果

避難所運営のイメージをもった職員や住民を増やす

茨木市地域防災計画修正に係る意見記入シート	
本シートは、茨木市防災会議における意見交換会等を踏まえ、茨木市の地域防災力を高めるための取組等のご意見をご記入いただくものです。記入いただいたご意見をもとに、事務局において茨木市災計画への反映を検討させていただきます。	
基本情報	
所属機関・部署名	
記入者氏名	
連絡先 TEL	
E-mail	
1. 地域防災計画への反映希望事項	
項目	記入内容【記入例】
所属機関で今後取り組もうとしている防災関連事項(複数回答可)	〔(取組名)防災訓練の充実 (取組概要)要配慮者を含めた避難訓練〕
茨木市地域防災計画へ反映を希望する事項	〔災害時の迅速な情報共有〕
2. 自由意見	
項目	記入内容【記入例】
地域防災力向上に向けて検討が必要と考える事項	〔地域住民の防災意識向上を図るため、防災講座や出前講座の実施〕

提出期限: 令和8年8月31日(月)

提出先 : メール: kikikanri@city.ibaraki.lg.jp

FAX : 072-624-9249



茨木市地域防災計画は、災害対策基本法等に基づき、茨木市防災会議が市の防災に関する総合的な計画として策定し、主に次の事項について定めています。

- 茨木市及び関係機関が処理すべき事務又は業務大綱
- 防災拠点施設、防災教育、防災訓練、その他災害予防対策
- 災害情報の収集・伝達、避難、消火、衛生その他の災害応急対策、復旧・復興対策

令和5年（2023年）2月修正にあたっては、次の視点で修正しました。

- 防災基本計画との整合
- 大阪府地域防災計画との整合
- 茨木市独自の災害対策本部対策部別活動マニュアル、業務継続計画及び受援計画との整合

◎この概要版は、茨木市地域防災計画のうち、市民の皆さんに知っていただきたい重要な事項を抜粋し、分かりやすくまとめたものです。

①

防災計画の体系と地域防災計画の構成

国

中央防災会議

防災基本計画

防災業務計画

府

大阪府防災会議

大阪府地域防災計画

整合

市

茨木市防災会議

茨木市地域防災計画

第1部

総則

第2部

災害予防
対策

第3部

応急対策
風水害

第4部

地震災害
応急対策

第5部

その他災害
応急対策

第6部

災害復旧・
復興対策

地震災害

市域には有馬高槻断層帯と呼ばれる活断層があり、ここを震源とした大規模地震によって大きな被害が発生するおそれがあります。



風水害

市域には安威川等の河川が流れており、大雨が降った場合には堤防の決壊や、内水氾濫による浸水被害が発生するおそれがあります。



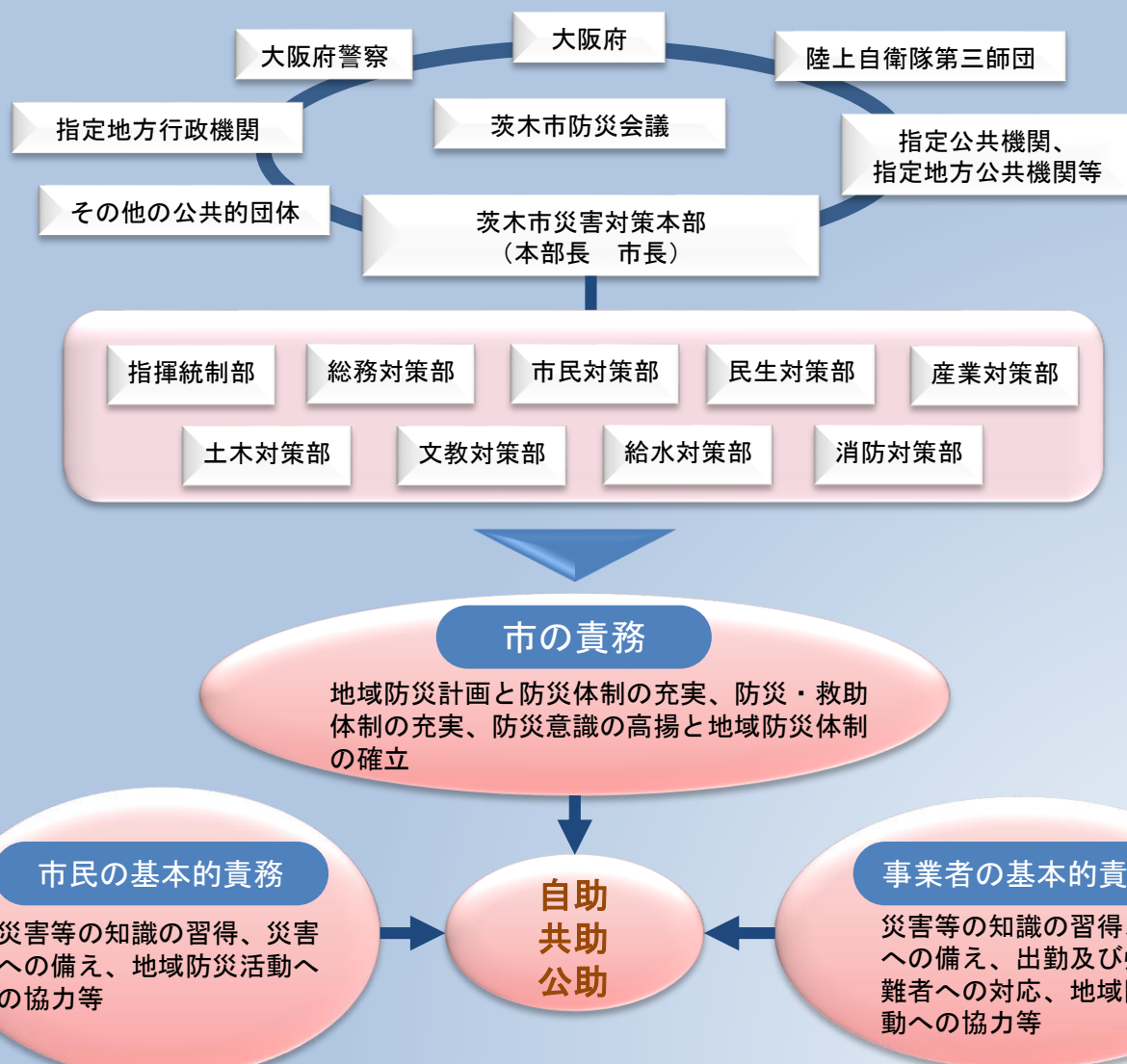
土砂災害

市域の山沿いや急なげのそばでは、大雨等による土石流やがけ崩れといった土砂災害が発生するおそれがあります。



その他災害

市街地や山林での大規模な火災や、旅客列車の衝突事故、さらに、原子力災害からの避難者の受入れが想定されています。



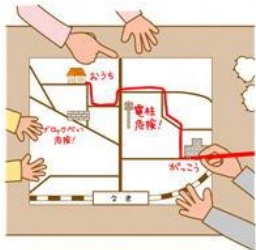
④ 災害予防対策

市では、災害を起こさない、被害の抑制、速やかな復旧・復興の視点から、ハード対策、ソフト対策を組み合わせた「災害に強いまちづくり」を推進しています。

また、災害に備えた事前対策を進めるとともに、自主防災体制の整備など、地域防災力の向上に取り組んでいます。

災害に強いまちづくりの推進

市は、あらゆる災害から市民の皆さんを守るため、防災空間の整備や建築物等の安全化、ハザードマップの作成等に取り組めます。



情報収集伝達体制の整備

市は、府や防災関係機関と連携して災害情報の収集伝達や、被災者への情報発信強化のための体制整備に取り組めます。



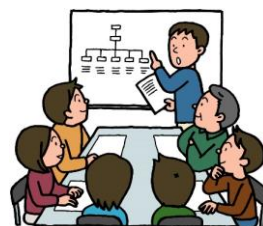
避難受入れ体制の整備

市は、避難場所等の整備や避難誘導體制の整備、指定避難所の充実、罹災証明書発行体制の整備等に取り組めます。



地域防災力の向上

市は、市民や事業者の皆さんの防災力向上のため、自主防災組織の育成や、災害の知識や災害に備えた行動等の普及啓発に取り組めます。



令和5年（2023年）2月修正のポイント

物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進、避難情報の名称変更及びあり方の包括的な見直し、「災害モード宣言」の運用、受援体制の平時からの整備及び災害時の応援要請先の明確化等を行いました。

⑤ 災害応急対策（風水害・地震災害・その他災害）

災害応急活動体制

市では、風水害や地震災害、その他大規模火災等の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保を行うとともに、災害時の応急活動を円滑に実施するため、平時と異なる全庁的な体制を速やかに確立します。また、市だけでの対応が困難なときは、府や防災関係機関、協定を締結する民間事業者等に応援・協力を要請します。



情報の収集伝達

市では、気象予警報に関する情報や、安威川等の河川の水位、地震情報等、災害に関する情報を収集するとともに、避難情報や指定避難所の開設に関する情報等を、様々な手段を用いて市民や事業者の皆さんに伝達します。

- エリアメール・緊急速報メール
- インターネット・ソーシャルメディア
- 防災行政無線
- テレビ・ラジオ・新聞等
- ポスター・チラシ、「広報いばらき」の臨時発行
- 指定避難所等公共施設への広報物の掲示・配布
- 点字・声の広報・ファクシミリ等多様な手段の活用
- 拡声器付車両による現場広報

避難対策

市では、洪水や土砂災害、地震災害により、市民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、避難指示等の避難情報を発令するとともに、指定避難所を開設するなど、安全な場所に避難を促し、災害から市民の身を守ります。また、被災者が安全・安心に暮らせるよう施設管理者や避難者とも協力し、指定避難所を運営します。



避難情報	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	災害発生の可能性が予想される状況	高齢者等避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 (警戒レベル4)	災害発生の恐れが高い場合	全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害が発生、又は切迫の場合	災害発生 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

緊急物資の供給・被災者の生活支援

市では、被災した方々に対して食糧や生活必需品の供給、応急給水活動の実施、防疫・保健衛生活動、災害廃棄物等の処理、要配慮者への生活支援、学校園等の文教対策、災害ボランティアの活動支援、応急仮設住宅等の提供支援等を実施し、被災者の保護と社会秩序の安定化を図ります。

また、二次災害を防止するための建築物の応急危険度判定や、住家の被害認定調査を行って被災程度の調査・判定を行います。



令和5年（2023年）2月修正のポイント

自衛隊派遣部隊の自発的な「提案型」の支援の追加、災害応急対策における交通機能の確保を明記、災害対策本部の決定事項に「業務継続計画の発動」を追加、人的支援や物的支援の要請方法等を具体化を明記等を行いました。

⑥ 災害復旧・復興対策

市では、大規模災害から一日でも早く被災した方々が自力で生活できるよう、住宅の確保や義援金品の受付・配分、ライフライン等の復旧、災害見舞金や災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付、被災者生活再建支援金の支給等を行います。また、事業者には融資、経営、罹災届出証明等についての相談窓口の設置や、事業資金の融資斡旋等を行います。

市は、これらの被災者支援施策を迅速かつ円滑に実施するため、復興対策本部（又は被災者支援会議）を設置し、復興計画の策定等を行います。



地域防災計画の詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

茨木市地域防災計画

検索

茨木市地域防災計画 概要版
令和5年（2023年）3月発行

茨木市 総務部 危機管理課
〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-622-8121(代表)



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

市民地震対策イベントの実施



○ 主な課題

- ・若年層や子育て世帯における訓練参加の低迷
- ・参加者の主体性を引き出す訓練内容の不足
- ・訓練実施場所への移動手段・交通アクセスの不足

○ 対応方針

- ・参加促進のため、イベント形式で訓練を実施
- ・参加者の主体性を尊重した自由参加型ブースを設置
- ・中央公園での実施により、交通利便性を確保

○ 名称

まな防災！ あそ防災！ in 茨木 2026

○ 目的

本市で想定される地震や自助としての備えについて理解を深め、市民の防災意識の醸成と地震発生時の適切な行動習慣の定着に加え、関係機関との防災協力関係の強化を図る

○ ねらい

- ・日頃からできる家庭の防災対策を知る
- ・自分の命を守るための避難行動を知る
- ・防災ネットワークの活性化を図る

○ 実施日時

令和8年11月1日(日) AM10時～PM3時(予定)
※ 雨天中止

○ 実施場所

中央公園グラウンド（茨木市駅前四丁目）

○ 内容(予定)

【体験・訓練コーナー】

- ・地震体験(起震車)
- ・炊き出し訓練(自衛隊)
- ・初期消火訓練
- ・煙体験
- ・家具転倒防止対策訓練等
- ・給水体験・給水袋持ち運び体験 など

【展示・啓発コーナー】

- ・車両展示
- ・避難所用資機材展示
- ・ボランティアセンター啓発 など

【キッチンコーナー】

- ・キッチンカー
- ・テント持込による出店

【企業啓発コーナー】

- ・テント持込による出店